月　報（令和３年 10 月号）

いしのまき

ハローワーク石巻　〒986-0832　石巻市泉町４丁目１－１８
（石巻公共職業安定所）　TEL　0225-95-0158
FAX　0225-22-2442

１　一般職業紹介状況（令和３年８月内容）について

【有効求人倍率】

○　有効求人倍率は１．５９倍となり、前年同月比では０．０８ポイント上回り、前月比では０．０６ポイント上回りました。

【求人のようす】

○　新規求人数は１，５５６人で、前年同月比で１４．８％増（前年同月差２０１人増）、前月比で６．３％増（前月差９２人増）となりました。

○　月間有効求人数は４，０４４人で、前年同月比で５．８％減（前年同月差２４９人減）、前月比で２．２％増（前月差８７人増）となりました。

【求職のようす】

○　新規求職者数は６２８人で、前年同月比で３．８％減（前年同月差２５人減）、前月比５．０％増（前月差３０人増）となりました。

○　月間有効求職者数は２，５４６人で、前年同月比で１０．４％減（前年同月差２９４人減）、前月比で１．４％減（前月差３７人減）となりました。

月間有効求職者数を年齢階層別割合でみると、４４歳以下は１，１８７人で４６．６％、４５歳以上５４歳以下は５２０人で２０．４％、５５歳以上は８３９人で３３．０％となっています。

求人・求職の状況

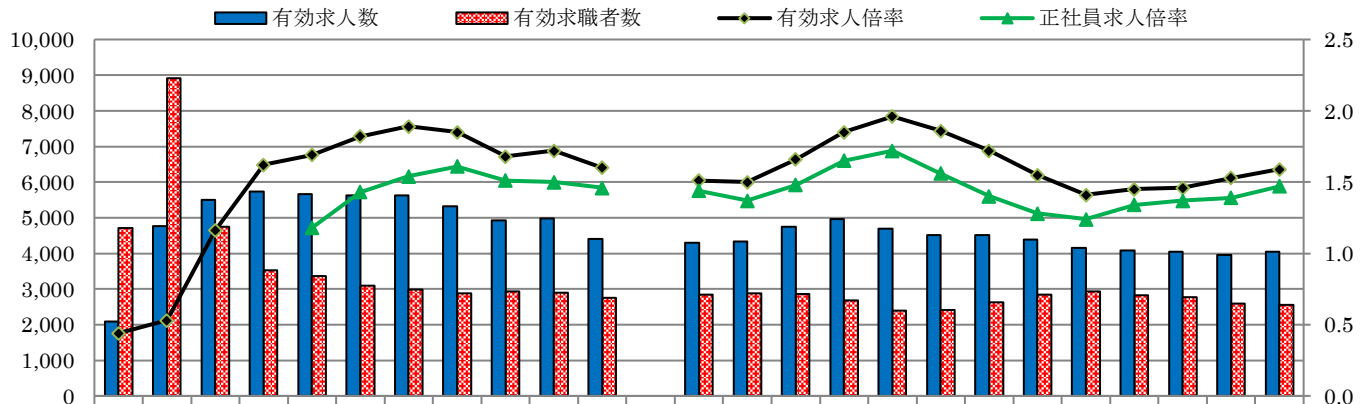

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R２年度	：	R2.8月	R2.9月	R2.10月	R2.11月	R2.12月	R3.1月	R3.2月	R3.3月	R3.4月	R3.5月	R3.6月	R3.7月	R3.8月
有効求人数	2,087	4,758	5,509	5,728	5,671	5,630	5,627	5,323	4,927	4,980	4,408		4,293	4,326	4,742	4,965	4,700	4,505	4,514	4,394	4,152	4,077	4,044	3,957	4,044
有効求職者数	4,710	8,914	4,747	3,526	3,357	3,088	2,977	2,884	2,937	2,888	2,750		2,840	2,879	2,854	2,686	2,400	2,419	2,626	2,841	2,939	2,818	2,764	2,583	2,546
有効求人倍率	0.44	0.53	1.16	1.62	1.69	1.82	1.89	1.85	1.68	1.72	1.6		1.51	1.50	1.66	1.85	1.96	1.86	1.72	1.55	1.41	1.45	1.46	1.53	1.59
正社員求人倍率					1.18	1.43	1.54	1.61	1.51	1.5	1.46		1.44	1.37	1.48	1.65	1.72	1.56	1.40	1.28	1.24	1.34	1.37	1.39	1.47

２ 産業別：主な新規求人の状況

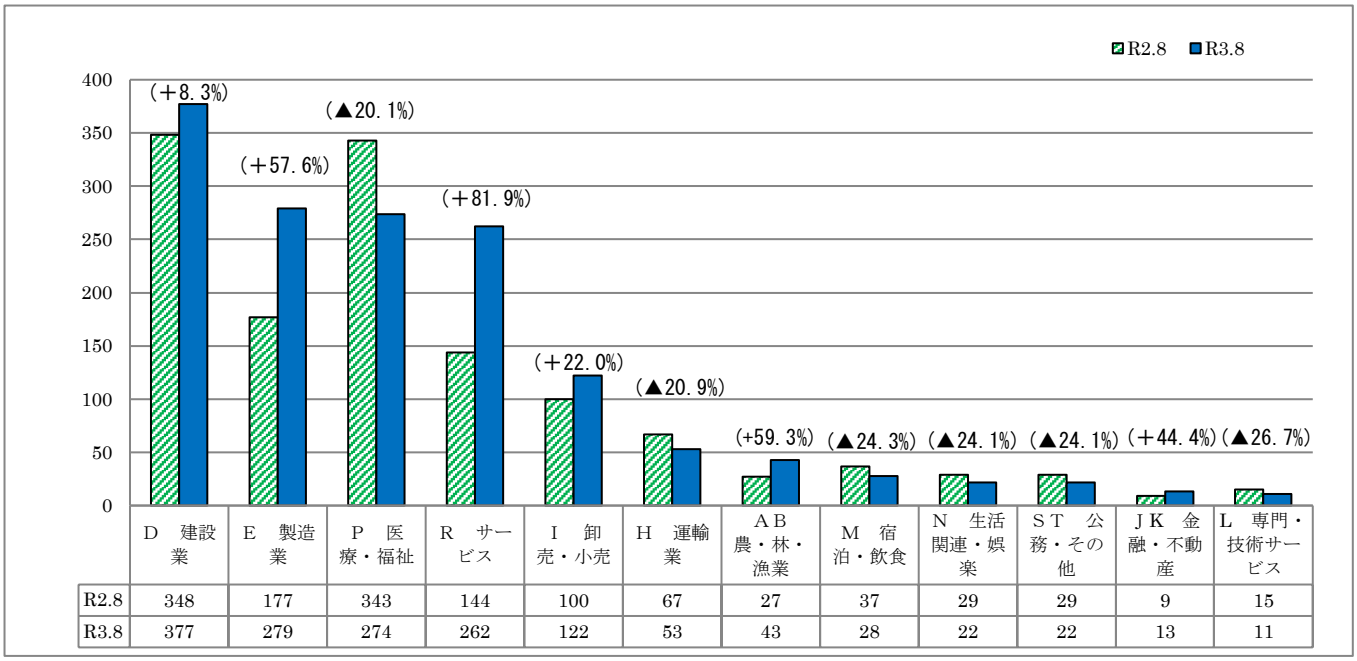

	D 建設業	E 製造業	P 医療・福祉	R サービス	I 卸売・小売	H 運輸業	AB 農・林・漁業	M 宿泊・飲食	N 生活関連・娯楽	ST 公務・その他	JK 金融・不動産	L 専門・技術サービス
R2.8	348	177	343	144	100	67	27	37	29	29	9	15
R3.8	377	279	274	262	122	53	43	28	22	22	13	11

新規求人数を主な産業別でみると、建設業が３７７人で、前年同月比８．３%増（前年同月差２９人増）、製造業が２７９人で、同５７．６%増（同１０２人増）、サービス業が２６２人で、同８１．９%増（同１１８人増）となりました。

一方、医療・福祉が２７４人で、２０．１%減（同６９人減）、運輸業が５３人で、同２０．９%減（同１４人減）、宿泊・飲食が２８人で、同２４．３%減（同９人減）となりました。

３ 一般職業紹介状況（パート含む）

項目		計	男	女	前月比	前年同月比
新規求人数		1,556	＊	＊	6.3	14.8
月間有効求人数		4,044	＊	＊	2.2	▲5.8
新規求職者数		628	313	315	5.0	▲3.8
うち雇用保険受給者		124	64	60	0.0	▲12.7
月間有効求職者数		2,546	1,234	1,309	▲1.4	▲10.4
うち雇用保険受給者		940	411	529	▲2.9	▲16.1
求人倍率	新規	2.48	＊	＊	0.03Ｐ	0.4Ｐ
	有効	1.59	＊	＊	0.06Ｐ	0.08Ｐ
紹介件数		693	390	301	▲14.7	▲16.6
うち雇用保険受給者		144	79	65	▲22.6	▲31.4
就職件数		231	113	118	▲19.2	▲10.1
うち雇用保険受給者		61	31	30	▲22.8	3.4
新規就職率		36.8	36.1	37.5	▲11.0Ｐ	▲2.6Ｐ

※　平成 16 年 11 月から求職申込書における「性別」欄の記載が任意となったことに伴い、男女別の合計は必ずしも一致しない。

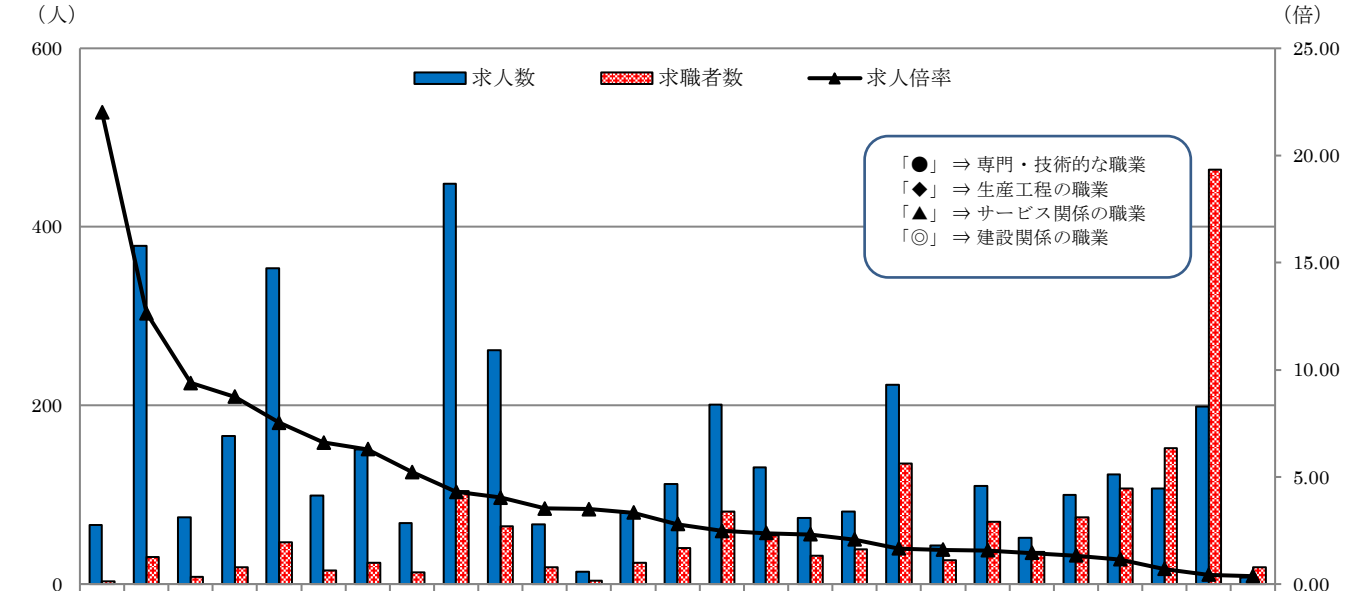

	◎建設躯体工事	保安警備	◎電気工事	●建築土木技術者	◎土木の職業	◎建設の職業	◆金属材料製造	▲理美容クリーニング	◆製品製造・加工処理	▲介護サービス	◆機械整備・修理	●医師薬剤師	◆その他製造	●社会福祉専門	●その他専門技術	●看護師、保健師	営業職	▲接客・給仕	輸送機械運転	◆機械組立の職業	▲飲食・調理	▲その他のサービス	清掃の職業	商品販売	倉庫・軽作業等	事務的職業	●情報処理通信技術者
求人数	66	379	75	166	354	99	151	68	448	262	67	14	80	112	201	131	74	81	223	43	110	52	100	123	107	199	7
求職者数	3	30	8	19	47	15	24	13	104	65	19	4	24	40	81	55	32	39	135	27	70	36	75	107	152	464	19
求人倍率	22.0	12.6	9.38	8.74	7.53	6.60	6.29	5.23	4.31	4.03	3.53	3.50	3.33	2.80	2.48	2.38	2.31	2.08	1.65	1.59	1.57	1.44	1.33	1.15	0.70	0.43	0.37

※ パートを含み、臨時を除く常用
※求人倍率は、求職者一人当たりの求人募集数。

5 障害者職業紹介状況

項　目	計	身体	知的	精神	その他	前月比	前年同月比
新規求職者数	42	6	25	10	1	75.0	▲12.5
新規登録者数	28	0	23	5	0	250.0	▲28.2
就職件数	15	4	2	7	2	36.4	114.3
月末現在有効求職者数	239	74	51	94	20	6.7	▲23.2

※ その他は、発達、難病、高次脳機能障害等

6 雇用保険取扱状況

		計	男	女	前月比	前年同月比
事業所関係	新規適用事業所数	4	*	*	▲33.3	▲20.0
	廃止事業所数	4	*	*	▲55.6	▲20.0
	月末現在事業所数	4,179	*	*	0.0	▲0.3
被保険者関係	資格取得者数	433	241	192	▲17.7	11.3
	資格喪失者数	509	295	214	▲15.9	6.0
	離職票交付件数	331	*	*	▲10.5	13.0
	月末現在被保険者数	46,269	26,624	19,645	▲0.2	▲0.1
給付金関係	受給資格決定数	169	85	84	8.3	▲18.4
	一般給付受給者数	671	280	391	▲1.5	▲29.8
	一般給付金額（千円）	85,060	40,083	44,977	12.9	▲30.3
	個別延長給付受給者数	31	9	22	47.6	▲84.2
	個別延長給付金額	2,177	781	1,396	▲19.8	▲87.3

※金額は千円未満を四捨五入しているため、計で若干の誤差を生じる場合がある。

宮城県最低賃金

≪ 改 定 の お 知 ら せ ≫

宮城県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される宮城県最低賃金が次のとおり改訂されました。

時間額 853 円

令和３年１０月１日から！

（ ９月３０日までは時間額８２５円 ）

※　「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車小売業」などの特定の産業で働く労働者には、宮城県の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

※ 最低賃金との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
② １カ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
④ 所定労働日以外の日に労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
⑤ 午後 10 時から午前５時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

≪ 最低賃金の計算方法 ≫

(1) 時間給制の場合
時間給 ≧ 最低賃金額（時間額）

(2) 日給制の場合
日給÷１日の所定労働時間 ≧ 最低賃金額（時間額）

(3) 月給制の場合
月給÷１カ月平均所定労働時間 ≧ 最低賃金額（時間額）

(4) 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合
出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額（時間額）と比較します。

詳細については、労働基準監督署にお尋ねください。

最低賃金制度のマスコット
チェックマん

石巻労働基準監督署
☎ 0225-22-3365